

## 仕様書

### 1 事業名

日本産牛乳乳製品における新たな輸出先国の開拓に向けた業務

### 2 事業目的

優れた乳質の生乳を原材料とし、高い衛生管理のもと製造される日本産牛乳乳製品の優位性を海外に広く周知し、日本産牛乳乳製品の消費拡大を促すことを目的に、関係者と連携した「事業者向け商談会への参画」及び「一般消費者向けフェアの開催」の取組を実施する。

### 3 対象国・地域・事業内容

コンセプトを明確にし、次の取組を行うこと。

なお、コンセプトの設定に当たっては、優れた乳質の生乳を原材料とし、高い衛生管理のもと製造される日本産牛乳乳製品の特徴を踏まえるとともに、牛乳乳製品輸出口ゴマークとの調和を考慮し、当該マークの表示や掲載について検討すること。

一般社団法人日本乳業協会が商標登録を行った牛乳乳製品輸出口ゴマークを言う（以下同じ）。本マークについては、以下 HP を参照のこと。

<https://www.nyukyuu.jp/support/logo/>

また、喫食した外国人等による、日本産牛乳乳製品に係る消費行動が活発化するよう、対象国での日本産牛乳乳製品の販売状況等を踏まえた取組とするとともに、対象国における日本産牛乳乳製品の購入・喫食可能場所等に関する適切な情報発信を行うこと。

#### (1) 事業者（実需者）向け商談会への出展

ア ベトナムにおいて、本年 10 月中旬に開催予定の「ホーチミン市におけるオールジャパン大型集中商談会(仮称)」への参加者を募り、日本産牛乳乳製品を出展し、商談を実施すること。

イ 出展にあたっては、商談会の主催者が定める要件を遵守し、参加者が商材のプレゼンテーション等を円滑に実施できるように支援すること。

ウ 商談会の参加者に対する現地での案内や対応、参加に必要な交通機関や宿泊施設の提案や手配をすること。ただし、航空券やホテル代などの実費（諸税等を含む。）は発注者等が負担するものとし、手配に関して別途手数料が発生する場合は、受託者の負担とする。

エ 事業の効果を測定する評価指標（参加企業数、商談件数など）を設定すること。

#### (2) 一般消費者向け日本産牛乳乳製品フェアの開催

ア ベトナムにおいて、日本産牛乳乳製品を販売している大型ショッピングモールやデパート等と連携し、現地の一般消費者を対象とした日本産牛乳乳製品フェアを開催すること。

イ 潜在的な需要が見込まれるターゲットの食習慣や嗜好、消費行動に応じた効果的なプロモーションを実施すること。

ウ 現地の食習慣などを踏まえ、受入れられやすい飲み方・食べ方で試飲（試食）

を行うこと。

エ 試飲（試食）後、食味等に関するアンケート調査を実施すること。

オ テトの贈答需要を念頭に、2026年1月頃の実施すること。また、最も効果的な実施場所や時期を設定するとともに、事業量（試飲等対象者数、アンケート回答者数など）を定量的に示すこと。ただし、近接しない2店舗以上かつ延べ10日間以上で実施し、アンケートは店舗ごとに500サンプル以上とすること。なお、実施期間を分割し、1月に加えて他の月でも実施することを妨げない

カ 事業の効果を測定する評価指標について、試飲試食に供する品目数10品目以上、アンケート回答者数1000件以上で設定すること。

### （3）小売店等へのヒアリング調査の実施

ア （2）の一般消費者向け日本産牛乳乳製品フェアと同時期に牛乳乳製品輸出協議会が実施するベトナムで実施する小売店等へのヒアリング調査における調査先の選定や日程調整等に協力すること。（（2）のフェア実施店舗に対するヒアリングの申し入れなど）

イ 調査先の選定後、別途牛乳乳製品輸出協議会が提示する行程に沿った交通機関や宿泊施設の提案や手配を行うこと。ただし、航空券やホテル代などの実費（諸税等を含む。）は発注者等が負担するものとし、手配に関して別途手数料が発生する場合は、受託者の負担とする。

ウ ヒアリング調査の実施にあたって、現地での行程への同行は不要とする。

## 4 留意事項

（1）3（1）及び（2）の取組の実施にあたっては、日本産牛乳乳製品全体の認知度の向上及び需要の底上げに繋がる仕組みを検討し、連携先や乳業メーカー等と調整の上、提供する商品内容を決定すること。

（2）事業内容の詳細やスケジュールは、企画提案の内容を基に、事業開始時に発注者との協議により決めることとし、提案内容について発注者側が十分協議・検討できるスケジュールとすること。

（3）受託者は計画立案・進捗状況・取組内容を報告・検討するための会議を定期的で開催すること。

## 5 事業報告

3（1）及び（2）の取組に係る実施報告書を作成すること。

なお、報告書には、取組内容をとりまとめるとともに、評価指標の分析等を行い、今後の輸出拡大に向けた詳細な提言を盛り込むこと。

## 6 履行期間

契約締結日から 2026年1月31日まで